

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別冊)</p> <p style="text-align: center;">調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について</p> <p>第1章 (省略)</p> <p>第2章 基本的な事務手続及び留意事項</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 事前通知に関する手続</p> <p>(1) 事前通知の実施</p> <p>納税義務者に対し実地の調査を行う場合には、原則として、調査の対象となる納税義務者及び税務代理人の双方に対し、調査開始日前までに相当の時間的余裕において、電話等により、法第74条の9第1項に基づき、実地の調査において質問検査等を行う旨、並びに同項各号及び国税通則法施行令第30条の4に規定する事項を事前通知する。</p> <p>この場合、事前通知に先立って、納税義務者及び税務代理人の都合を聴取し、必要に応じて調査日程を調整の上、事前通知すべき調査開始日時を決定することに留意する。</p> <p>なお、事前通知の実施に当たっては、納税義務者及び税務代理人に対し、通知事項が正確に伝わるよう分かりやすく丁寧な通知を行うよう努める。</p> <p>(注) <u>1 納税義務者に税務代理人がある場合において、当該税務代理人が提出した税務代理権限証書に、当該納税義務者への事前通知は当該税務代理人に対して行われることについて同意する旨の記載があるときは、当該納税義務者への事前通知は、当該税務代理人に対して行えば足りることに留意する。</u></p> <p><u>2 納税義務者に対して事前通知を行う場合であっても、納税義務者から、事前通知の詳細は税務代理人を通じて通知して差し支えない旨の申立てがあったときは、納税義務者には実地の調査を行うことのみを通知し、その他の通知事項は税務代理人を通じて通知するこ</u></p>	<p style="text-align: right;">(別冊)</p> <p style="text-align: center;">調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について</p> <p>第1章 (同左)</p> <p>第2章 基本的な事務手続及び留意事項</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 事前通知に関する手続</p> <p>(1) 事前通知の実施</p> <p>納税義務者に対し実地の調査を行う場合には、原則として、調査の対象となる納税義務者及び税務代理人の双方に対し、調査開始日前までに相当の時間的余裕において、電話等により、法第74条の9第1項に基づき、実地の調査において質問検査等を行う旨、並びに同項各号及び国税通則法施行令第30条の4に規定する事項を事前通知する。</p> <p>この場合、事前通知に先立って、納税義務者及び税務代理人の都合を聴取し、必要に応じて調査日程を調整の上、事前通知すべき調査開始日時を決定することに留意する。</p> <p>なお、事前通知の実施に当たっては、納税義務者及び税務代理人に対し、通知事項が正確に伝わるよう分かりやすく丁寧な通知を行うよう努める。</p> <p>(注) 納税義務者から、事前通知の詳細は税務代理人を通じて通知して差し支えない旨の申立てがあった場合には、納税義務者には実地の調査を行うことのみを通知し、その他の通知事項は税務代理人を通じて通知することとして差し支えないことに留意する(手続通達7-1)。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ととして差し支えないことに留意する（手続通達7-1）。</p> <p>(2)~(3) (省 略)</p> <p>3~5 (省 略)</p>	<p>(2)~(3) (同 左)</p> <p>3~5 (同 左)</p>